工事請負業者の皆様へ

豊島区発注の工事の工事額には、建設業退職金共済掛金に相当する金額が積算されております。工事を受注し当該工事に短期雇用労働者を雇用する方は、建設業退職金共済（建退共）制度への加入、共済証紙の購入および共済手帳への貼付をお願いしておりますので、下記要領に従い手続きをお願いいたします。

記

１ 対象工事

１件あたりの契約金額が５００万円以上の工事（単価契約を除く）で、短期雇用労働者を雇用する場合

２ 実施機関

建設業退職金共済東京都支部

所在地 中央区八丁堀２－５－１ ℡ ０３－３５５１－５２４２

３ 証紙購入の目安（詳細は上記実施機関へお問合せください。）

（１）土木工事…契約金額（消費税含む）の３．５／１，０００

（２）建築工事…契約金額（消費税含む）の３．０／１，０００

（３）設備工事…契約金額（消費税含む）の１．９／１，０００

４ 工事受注業者の手続き

＜短期雇用労働者を雇用する場合＞

（１）建退共未加入業者は上記実施機関へ問合せの上、加入手続きを行ない（２）の関係書類を提出してください。

（２）建退共加入業者は次の関係書類を提出してください。

① 建設業退職金共済金納付掛金納付済届（様式１）へ発注者提出用掛金収納書を貼付の上、契約課契約係へ提出・・・・・・・・契約後１月以内

※証紙の購入金額が上記購入の目安と大幅に異なる時、または購入しない時は理由欄へ理由を記入。

② 建設業退職金共済制度適用工事掲示現況届（様式２）へ工事現場における建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識（シール）掲示の写真を貼付の上、契約課契約係へ提出・・・・・・・・・・・・契約後３月以内

③ 現場事務所に建退共促進用ポスター等の掲示

＜短期雇用労働者を雇用しない場合＞

（１）建設業退職金共済掛金納付済届（様式１）へ短期雇用労働者を雇用しない旨記入して、契約課契約係へ提出・・・・・・・・・・・契約後１月以内

※提出書類に虚偽の記載をした場合、指名停止等の不利益な扱いを受けることがあります。

５ 問合せ先

豊島区総務部契約課契約係 ℡ ３９８１－４５７９ （直通）

様式　1

建設業退職金共済掛金納付済届

総務部契約課長　様

契約番号＿＿＿＿＿＿件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約金額（消費税込み）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

下記のとおり、届出いたします。

掛金収納書貼付欄

掛金納付書を貼付しない場合、下記へ社名・代表者名を記載、押印してください。

請負者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

理由欄（証紙購入の目安と異なる時、購入しない場合等の理由）

注）掛金納付書を貼付しない場合は、貼付欄下段へ社名・代表者名を記入、押印してください。

様式　2

建設業退職金共済制度適用工事掲示状況届

総務部契約課長　様

契約番号 ＿＿＿＿＿＿

契約件名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写真貼付欄

注）写真は、工事件名・請負者名・建退共標識（シール）の掲示状況がわかるもの。

上記のとおり、届出いたします。

請負者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

注）現場写真を貼付の上、社名・代表者名を記入、押印して提出してください。